

千葉県精度管理専門委員設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定により登録を受けた衛生検査所の検査内容の質的向上を図るために設置する千葉県精度管理専門委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員は、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 精度管理に関して、市長又は保健所長に助言すること。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 市長又は保健所長が行う衛生検査所に対する立入検査に同行し、精度管理に関して指導を行うこと。
- (4) 市長又は保健所長が衛生検査所に対して指示を行う際、助言すること。
- (5) その他市長又は保健所長が、精度管理に関して必要と認めた業務。

(委員)

第3条 委員は、4名以内とし、精度管理に関して相当の学識及び経験を有する者の内から、市長が委嘱し又は任命する。

(身分)

第3条の2 委嘱する委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託職員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、委員を招集して意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員の庶務は保健所総務課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員に関する必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(任期の特例)

第2条 この要綱の施行後、初めて委嘱又は任命する委員の任期については、第4条の規定に関わらず、平成10年3月31日までとする。

(施行期日)

第3条 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(任期の特例)

第4条 この要綱の施行後、初めて委嘱又は任命する委員の任期については、本文第4条の規定に関わらず、平成24年3月31日までとする。

(施行期日)

第5条 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。